

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
令和5年度消耗品等の購入	支出負担行為担当官 沖縄防衛局長 小野功雄 沖縄県中頭郡嘉手納町嘉手納290-9	令和5年5月19日	株式会社丸仁	8360001009195	一般競争入札	5,043,374	5,042,400	99.98%				
所有者等調査業務	支出負担行為担当官 沖縄防衛局長 小野功雄 沖縄県中頭郡嘉手納町嘉手納290-9	令和5年5月16日	司法書士法人あかはし 沖縄県中頭郡読谷村字 楚辺1279番地7	2360001001389	一般競争入札	2,983,200	2,983,200	100.00%				単価契約
石垣宿舎（仮称）の用地取得に係る不動産鑑定評価業務	支出負担行為担当官 沖縄防衛局長 小野功雄 沖縄県中頭郡嘉手納町嘉手納290-9	令和5年5月31日	株式会社 鑑定ソ リュート沖縄 沖縄県那覇市金城二丁目 11番地4 エナジー2F	2360001001389	一般競争入札	1,474,359	693,000	47.00%				
沖縄防衛局（5）住宅防音事業に係る事務手続補助等業務（その1）	支出負担行為担当官 沖縄防衛局長 小野功雄 沖縄県中頭郡嘉手納町嘉手納290-9	令和5年5月30日	(有)アセスメントエンジニア 代表取締役 上地 安弘 沖縄県那覇市首里久場 川町2丁目24番地3 ク ラスト首里505	7360002010046	一般競争入札	39,702,269	22,000,000	55.41%				
沖縄防衛局（5）住宅防音事業に係る事務手続補助等業務（その2）	支出負担行為担当官 沖縄防衛局長 小野功雄 沖縄県中頭郡嘉手納町嘉手納290-9	令和5年5月30日	(株)沖縄地所鑑定 代表取締役 秋田 稔 沖縄県那覇市牧志1丁目 9番8号	2360001000432	一般競争入札	26,969,537	13,093,300	48.55%				
沖縄防衛局（5）住宅防音事業に係る事務手続補助等業務（その3）	支出負担行為担当官 沖縄防衛局長 小野功雄 沖縄県中頭郡嘉手納町嘉手納290-9	令和5年5月30日	(一財)防衛施設協会 沖縄支所長 友利 博人 沖縄県中頭郡嘉手納町 字嘉手納605	2010405000781	一般競争入札	26,969,537	11,289,460	41.86%				
沖縄防衛局（5）住宅防音事業に係る事務手続補助等業務（その4）	支出負担行為担当官 沖縄防衛局長 小野功雄 沖縄県中頭郡嘉手納町嘉手納290-9	令和5年5月30日	(一財)防衛施設協会 沖縄支所長 友利 博人 沖縄県中頭郡嘉手納町 字嘉手納605	2010405000781	一般競争入札	26,967,173	11,067,982	41.04%				

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
沖縄防衛局（５）住宅防音事業に係る事務手続補助等業務（その５）	支出負担行為担当官 沖縄防衛局長 小野功雄 沖縄県中頭郡嘉手納町嘉手納290-9	令和5年5月10日	(株)丸島建設コンサルタント 代表取締役 島袋 精賢 沖縄県那覇市繁多川二丁目14番7号	8360001001945	一般競争入札	7,840,588	2,640,000	33.67%				
沖縄防衛局（５）住宅防音事業に係る事務手続補助等業務（その６）	支出負担行為担当官 沖縄防衛局長 小野功雄 沖縄県中頭郡嘉手納町嘉手納290-9	令和5年5月10日	(一財)防衛施設協会 沖縄支所長 友利 博人 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納605番地	2010405000781	一般競争入札	7,840,588	3,178,198	40.54%				
令和５年度駐留軍等労働者の定期健康診断等及び成人病予防健康診断	支出負担行為担当官 沖縄防衛局長 小野功雄 沖縄県中頭郡嘉手納町嘉手納290-9	令和5年5月31日	一般財団法人 沖縄県健康づくり財団 沖縄県島尻郡南風原町字宮平212番地	1360005001816	一般競争入札	139,546,304	129,320,192	92.67%				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。